

# 確認しよう、最低賃金!

事業者も、  
労働者も、  
お互いに。

会社員、パート、  
アルバイトの方、  
学生さんなど  
働く人すべての人と  
雇う人のためのルールです。

## 神奈川県 最低賃金

令和5年  
10月1日から  
時間額

# 1,112円

前年比  
41円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで  
確認!

最低賃金に  
関する  
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する  
お問い合わせは  
神奈川県労働局または  
最寄りの労働基準監督署へ



神奈川県労働局

検索

賃金引上げ  
特設ページ

賃金引上げに向けた  
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金

最大  
600万円を  
助成

# 「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

※1  
確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。 ※2

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

### 中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

### 業務改善助成金

最大600万円を助成

業務改善助成金  
コールセンター

0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



### 「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

#### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック！



#### 助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

手続きを動画でチェック！



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R5.9)



外国語版(Leaflet of minimum wage)/最低賃金リーフレット

(令和5年度版)【神奈川県労働局賃金室】

Do You Know the Minimum Wage?

Applies to both businesses and workers.

This rule covers all workers and their employers, including part-time workers, student workers, and full-time workers!

Minimum wage in Kanagawa

From October 1 2023 **¥1,112** **¥41 UP**

It's a rule that guarantees the minimum amount of wages (minimum wage) for all workers.

【英語】

确认一下最低工资吧!

无论是事業者还是劳动者，都请互相确认。

神奈川県 最低工資

2023年 10月1日開始 **1,112** 日元 **41円 UP**

最低工資制度は、すべての労働者に適用される制度です。

【中国語】

확인하세요, 최저임금!

사업자도, 노동자도, 서로에게.

가나가와현 최저임금

2023년 10월 1일부터 **1,112** 엔 **41원 UP**

모든 근로자에게 적용되는 최저임금 제도가 있습니다.

【韓国語】

¡Compruebe cuál es el salario mínimo!

Tanto como para empresas como para trabajadores.

Salario mínimo en Kanagawa

A partir del 1 de octubre de 2023 **1,112** yenes **41 UP**

Este sistema de salario mínimo garantiza el pago de un importe mínimo a todos las personas que trabajan.

【スペイン語】

Vamos conferir o salário mínimo!

Tanto a empresa como os trabalhadores.

Salário mínimo de Kanagawa

A partir de 1º de outubro de 2023 **1,112** Ienes **41 UP**

Este sistema mínimo garante o pagamento de um valor mínimo para todos os pessoas que trabalham.

【ポルトガル語】

Hãy xác nhận mức lương tối thiểu!

Cả doanh nghiệp và người lao động đều phải xác nhận.

Mức lương tối thiểu ở Kanagawa là

Từ ngày 1 tháng 10 năm 2023 **1,112** yen **41 UP**

Mức lương tối thiểu là chế độ đảm bảo mức lương tối thiểu cho tất cả người lao động.

【ベトナム語】

Ayo Periksa Upah Minimum Anda!

Baik pengusaha maupun pekerja, saling memeriksa.

Upah minimum Kanagawa

Mulai 1 Oktober 2023 **1,112** yen **41 UP**

Upah minimum adalah ketentuan yang menjamin agar minimum tercapai untuk setiap pekerja.

【インドネシア語】

I-check ang minimum na sahod!

Para sa kumpanya, para sa empleyado, para sa isa't isa.

Ang minimum na sahod sa Kanagawa

Mula October 1, 2023 **¥1,112** **¥41 UP**

Itinatag ang minimum na sahod sa gawinganti ng minimum na sahod ng lahat ng mga nagpapagana.

【タガログ語】

Хөдөлмөрийн хэлсний доод хэмжээг шалгацгаал!

Бизнес эрхлэгч, хөдөлмөр эрхлэгч, харилцан хийе.

Канагава мужийн хөдөлмөрийн хэлсний доод хэмжээ

2023 он 10 сарын 1-н **1,112** иен **41 UP**

Хөдөлмөрийн хэлсний доод хэмжээг хангах нь бүх ажиллагсадын хувь хүний хувьд зөв байхыг хангах зорилготой.

【モンゴル語】

အတည်ပြုကြည့်ဖို့ အနိမ့်ဆုံးလုပ်အားခ!

လုပ်ငန်းရှင်တွေ၊ အလုပ်သမားတွေ၊ အတူတူကြည့်ဖို့!

အနိမ့်ဆုံးလုပ်အားခ

2023 ခု၊ ဇူလိုင်လ ၁ ရက်နေ့ **1,112** ငွေ **41 ငွေ UP**

အနိမ့်ဆုံးလုပ်အားခသည် အလုပ်သမားအား အနိမ့်ဆုံးလုပ်အားခကို ဖြည့်ဆည်းပေးရန် အတွက် အကျိုးရှိပါသည်။

【ミャンマー語】

ขอให้ตรวจสอบค่าจ้างขั้นต่ำ!

ทั้งผู้ประกอบการ และลูกจ้าง

ค่าจ้างขั้นต่ำของจังหวัดคานางาวะ

ในวันที่ 1 ตุลาคม 2023 **1,112** เยน **41 UP**

ค่าจ้างขั้นต่ำ คือ มาตรฐานที่รับประกันว่า ค่าจ้างขั้นต่ำจะถูกจ่ายให้กับทุกคน

【タイ語】

ကျေးဇူးပြု၍ အနိမ့်ဆုံးလုပ်အားခကို စစ်ဆေးပါ။

အလုပ်ရှင်များ၊ အလုပ်သမားများ၊ အတူတူစစ်ဆေးပါ။

အနိမ့်ဆုံးလုပ်အားခ

2023 ခု၊ ဇူလိုင်လ ၁ ရက်နေ့ **1,112** ငွေ **41 ငွေ UP**

အနိမ့်ဆုံးလုပ်အားခသည် အလုပ်သမားအား အနိမ့်ဆုံးလုပ်အားခကို ဖြည့်ဆည်းပေးရန် အတွက် အကျိုးရှိပါသည်။

【カンボジア語】

पक्का पारी, न्यूनतम ज्याला !

रोजगारदाता पनि कामदार पनि दुबैले।

जानागवा प्रिफेक्चर न्यूनतम ज्याला

ये ६ वन १ अक्टोबर २०२३ **¥1,112** **¥41 UP**

न्यूनतम ज्याला हा एक नियम आहे जो सर्व कामदार आणि कामदार यांना सुनिश्चित करतो आहे।

【नेपाल語】

# 令和5年10月1日から神奈川県最低賃金



# 1,112 円

時給：前年比 **41 円 UP**

1,113 円

前年比 **41 円 UP**

東京都



1,028 円

前年比 **41 円 UP**

埼玉県



1,026 円

前年比 **42 円 UP**

千葉県



## 業 務 改 善 助 成 金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

詳しくは → 業務改善助成金コールセンター  
TEL : 0120-366-440

業務改善助成金の活用を促進するため、神奈川県労働局では、働き方改革推進支援センターにおいて、賃金引上げに活用できる業務改善助成金の申請に関する相談等に対応するなど事業場に対する支援を行っております。

詳しくは → 神奈川県働き方改革推進支援センター  
TEL : 0120-910-090



神奈川労働局賃金室



必ずチェック  
最低賃金

使用者も  労働者も





厚生労働省  
神奈川県労働局

# 神奈川県最低賃金

10月1日～

時間額 **1,112円**

(9月30日まで1,071円)

神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く、常用・臨時・パート・アルバイト等すべての労働者に適用され、使用者はこの金額以上を労働者に支払う必要があります

**賃金の引上げを支援します！！**

\* 中小事業者で、賃金引上げとそのため設備投資等を行う場合で、一定の要件を満たすときは、「業務改善助成金」を利用できます

(申請・問合せ先)


神奈川県労働局雇用環境・均等部企画課

電話 045-211-7357

(問合せ先)

神奈川県働き方改革推進支援センター

電話 0120-910-090



東京都 1,113円 埼玉県 1,028円 千葉県 1,026円  
いずれの改正日も10月1日です

問合せ先 神奈川県労働局労働基準部賃金室

横浜市中区北仲通5-57 電話 045-211-7354

## 最低賃金の対象となる賃金から除外する賃金

最低賃金の対象となる賃金・除外する賃金  
(厚生労働省サイト)

- 1 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 2 臨時に支払われる賃金
- 3 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- 4 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金



## 最低賃金額以上かどうかを確認する方法

最低賃金との詳しい比較方法  
(厚生労働省サイト)

- 1 (時間給制) 時間給 $\geq$ 最低賃金額
- 2 (日額制) 日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
- 3 (月給制) 月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
- 4 1~3の組み合わせ 2, 3は時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額を比較する



## 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

### 業務改善助成金について (賃金引上げに対する支援!!)

中小企業・小規模事業者で事業場内で最も低い時間給(事業場内の最低賃金)を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成するもの(解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと。)

支援内容の詳細(助成率、助成上限額等)や交付要件については、厚生労働省サイトから確認してください。賃金引上げ前にお問い合わせください。

**\* 事業場規模50人未満については、8月31に内容が拡充されました!!**

問合せ先・申請先 神奈川県労働局雇用環境均等部企画課 ☎045-211-7357  
問合せ先 業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440



厚生労働省は中小企業庁と連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています。

厚生労働省サイトから、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」(全文または概略版)がダウンロードできます。マニュアルの内容については、**最新の状況をご確認ください。**

